

岩手県条例第57号

岩手県県税条例の一部を改正する条例
岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後				
1	<p>(個人の県民税の配当控除)</p> <p>第31条の2 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(利益の配当(所得税法第92条第1項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。))、剰余金の分配、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第4項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第28項に規定する外国投資信託をいう。以下この条において同じ。))若しくは特定投資信託(法人税法第2条第29号の3イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。))の収益の分配(所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。))又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第12項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。))の収益の分配に係る所得税法第24条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第30条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(1) 利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託(租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。))又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の0.8(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額)については、100分の0.4)に相当する金額</p> <p>(2)・(3) [略]</p>	<p>(個人の県民税の配当控除)</p> <p>第31条の2 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。))、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。))、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。))、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第4項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第28項に規定する外国投資信託をいう。以下この条において同じ。))若しくは特定投資信託(法人税法第2条第29号の3イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。))の収益の分配(所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。))又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。))の収益の分配に係る所得税法第24条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第30条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託(租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。))又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の0.8(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額)については、100分の0.4)に相当する金額</p> <p>(2)・(3) [略]</p>				
2	<p>(分離課税に係る所得割の税率)</p> <p>第36条の4 分離課税に係る所得割の額は、前条第1項の退職所得の金額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額の合計額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>700万円以下の金額</td> <td>100分の2</td> </tr> <tr> <td>700万円を超える金額</td> <td>100分の3</td> </tr> </table> <p>(自動車税の税率)</p> <p>第101条 自動車税の税率は、別表第2に掲げる金額とする。</p> <p>附 則 (退職所得の課税の特例)</p> <p>第12条 第36条の4の規定の適用については、当分の間、同条中「合計額」とあるのは「合計額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額」とする。</p> <p>2 第36条の6第1項又は第2項の規定の適用については、当分の間、同条第1項第1号又は第2項中「その支払う退職手当等の金額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払う退職手当等の金額から所得税法第30条第2項の退職所得控除額(以下「退職所得控除額」という。)を控除した残額に応じ、附則第12条第1項の規定を適用して算定される第36条の4の金額の範囲内で定める別表第1に掲げる税額」と、同条第1項第2号中「その支払済</p>	700万円以下の金額	100分の2	700万円を超える金額	100分の3	<p>(分離課税に係る所得割の税率)</p> <p>第36条の4 分離課税に係る所得割の税率は、100分の4とする。</p> <p>(自動車税の税率)</p> <p>第101条 自動車税の税率は、別表に掲げる金額とする。</p> <p>附 則 (退職所得の課税の特例)</p> <p>第12条 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第36条の6及び第36条の8の規定の適用については、これらの規定中「第36条の4」とあるのは、「第36条の4並びに附則第12条第1項」とする。</p>
700万円以下の金額	100分の2					
700万円を超える金額	100分の3					

みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは「その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に应ずる別表第1に掲げる税額を求め、その税額」とする。

3 第36条の8の規定の適用については、当分の間、同条中「その年中における退職手当等の金額について第36条の3及び第36条の4の規定を適用して計算した税額」とあるのは、「その年中における退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に应ずる別表第1に掲げる税額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 [略]

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額(所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。)は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項の規定を適用する。

3～7 [略]

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で総務省令附則第5条第1項に規定するもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第2項に規定するもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第3項に規定するもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物と同条第4項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第3項に規定するもの(次項及び第3項において「電気自動車等」という。))並びに一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスをいう。以下同じ。))及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率の適用については、別表第2の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

[略]

備考 [略]

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令附則第10条の2で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。))に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が総務省令附則第5条の2第1項で定める許容限度(次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。))の4分の1を超えないもので同条第2項で定めるものに対する自動車税の税率の適用については、当該自動車平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、別表第2の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

備考 [略]

3 電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第4項に規定するものに対する自動車税の税率の適用については、当該自動車平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成18年度分の自動車税に限り、別表第2の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 [略]

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額(所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。))その他政令附則第18条第4項で定める事由により交付を受ける同項で定める金額は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項の規定を適用する。

3～7 [略]

(自動車税の税率の特例)

第25条 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で総務省令附則第5条第1項に規定するもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第2項に規定するもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第3項に規定するもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物と同条第4項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車と同条第3項に規定するもの(次項及び第3項において「電気自動車等」という。))並びに一般乗合用バス等(一般乗合用バス及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校の設置者が所有し、かつ、専ら当該学校の学生、生徒、児童又は幼児の通学又は通園の用に供するバスをいう。以下同じ。))及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の税率の適用については、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

(1)・(2) [略]

[略]

備考 [略]

2 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。))が同法第78条第1項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して政令附則第10条の2で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。))に100分の120を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が総務省令附則第5条の2第1項で定める許容限度(次項から第5項までにおいて「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。))の4分の1を超えないもので同条第2項で定めるものに対する自動車税の税率の適用については、当該自動車平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成20年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。

[略]

備考 [略]

3 電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第4項に規定するものに対する自動車税の税率の適用については、当該自動車平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成18年度分の自動車税に限り、別表の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。

<p>4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第5項で定めるもの(第2項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、<u>別表第2</u>の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第6項に規定するもの(第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。)及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同条第7項に規定するもの(第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、<u>別表第2</u>の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。</p> <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>4 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第5項で定めるもの(第2項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成19年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成20年度分の自動車税に限り、<u>別表</u>の規定にかかわらず、次の表に定める税率とする。</p> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令附則第5条の2第6項に規定するもの(第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。)及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので同条第7項に規定するもの(第3項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する自動車税の税率の適用については、当該自動車が平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成17年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成18年度分の自動車税に限り、<u>別表</u>の規定にかかわらず、前項の表に定める税率とする。</p>
---	---

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

	改正前	改正後
<p>3 (課税地) 第8条 [略] 2 前項の課税地は、次に掲げるとおりとする。 [略] 自動車税 普通徴収の方法によるものにあつては主たる定置場の所在地、証紙徴収の方法によるものにあつては東北運輸局岩手運輸支局の所在地 [略] 3 [略] (始動票札) 第104条の3 [略] (自動車取得税の申告納付) 第123条の2 [略] 2・3 [略] 4 自動車取得税の納税義務者は、<u>法第699条の12第2項の規定により自動車取得税額を納付する場合には、当該自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)</u>に相当する現金を納付しなければならない。</p>	<p>(課税地) 第8条 [略] 2 前項の課税地は、次に掲げるとおりとする。 [略] 自動車税 普通徴収の方法によるものにあつては主たる定置場の所在地、証紙徴収及び<u>第104条の4</u>の方法によるものにあつては東北運輸局岩手運輸支局の所在地 [略] 3 [略] (始動票札) 第104条の3 [略] <u>(自動車税の徴収の方法の特例)</u> 第104条の4 <u>局長は、納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年岩手県条例第33号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第106条の規定による申告書の提出を行う場合には、第104条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に係る自動車税を総務省令第9条で定める方法により徴収する。</u> (自動車取得税の申告納付) 第123条の2 [略] 2・3 [略] 4 自動車取得税の納税義務者は、次に掲げる場合には、当該自動車取得税額(第1号の場合にあつては、当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。)に相当する現金を納付しなければならない。 (1) <u>法第699条の12第2項の規定により自動車取得税額を納付する場合</u> (2) <u>納税者が行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して道路運送車両法第7条又は第13条</u></p>	

の規定による登録の申請を行い、併せて行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第1項の規定による申告書の提出を行う際に自動車取得税額を納付する場合

4 (県民税の所得割の税率)
第30条 所得割は、次の表の左欄に掲げる金額の区分によって課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して計算した金額(課税山林所得金額が700万円を超える場合には、当該課税山林所得金額の5分の1の金額を同表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる当該率を順次適用して計算した金額の合計額に5を乗じて得た金額)の合計額によって課する。

700万円以下の金額	100分の2
700万円を超える金額	100分の3

2 [略]
(個人の県民税の配当控除)

第31条の2 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。)、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。))、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。))、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第4項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第28項に規定する外国投資信託をいう。以下この条において同じ。))若しくは特定投資信託(法人税法第2条第29号の3イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。))の収益の分配(所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。))又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。))の収益の分配に係る所得税法第24条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第30条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託(租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。))又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の0.8(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額)については、100分の0.4)に相当する金額

(2) 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(租税特別措置法第9条第4項に規定する一般外貨建等証券投資信託の収益の分配(以下この条において「一般外貨建等証券投資信託の収益の分配」という。))に係るものを除く。以下この号において「証券投資信託に係る配当所得」という。)については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の100分の0.4(課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該証券投資信託に係る配当所得の金額)については、100分の0.2)に相当する金額

(県民税の所得割の税率)
第30条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100分の4を乗じて得た金額とする。

2 [略]
(個人の県民税の配当控除)

第31条の2 当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうち、配当所得(剰余金の配当(所得税法第92条第1項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。))、利益の配当(同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。))、剰余金の分配(同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。))、証券投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第4項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第28項に規定する外国投資信託をいう。以下この条において同じ。))若しくは特定投資信託(法人税法第2条第29号の3イに掲げる信託をいう。以下この条において同じ。))の収益の分配(所得税法第9条第1項第11号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。))又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第13項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。))の収益の分配に係る所得税法第24条に規定する配当所得(法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第9条第1項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下この条において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第30条及び法第37条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託(租税特別措置法第3条の2に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。))又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の1.2(課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該配当所得の金額)については、100分の0.6)に相当する金額

(2) 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得(租税特別措置法第9条第4項に規定する一般外貨建等証券投資信託の収益の分配(以下この条において「一般外貨建等証券投資信託の収益の分配」という。))に係るものを除く。以下この号において「証券投資信託に係る配当所得」という。)については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の100分の0.6(課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が1,000万円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額(当該証券投資信託に係る配当所得の金額)については、100分の0.3)に相当する金額

(3) 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の0.2（課税総所得金額が1,000万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、100分の0.1）に相当する金額

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア・イ [略]

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の4.4
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の8.6

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の11

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の7.5

(2) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5.6
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の8.4
各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の11

3 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.5を乗じて得た金額とする。

4 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2

(3) 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の100分の0.3（課税総所得金額が1,000万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、100分の0.15）に相当する金額

(法人の事業税の税率)

第45条 法人の行う事業（特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに電気供給業、ガス供給業及び保険業を除く。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア・イ [略]

ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.8
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.5
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の7.2

(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6

(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得又は清算所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	100分の9.6

2 特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

(1) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超える金額	100分の6.6

(2) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各特定信託の各計算期間の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる税率を乗じて計算した金額の合計額

各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円以下の金額	100分の5
各特定信託の各計算期間の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の7.3
各特定信託の各計算期間の所得のうち年800万円を超える金額	100分の9.6

3 電気供給業、ガス供給業及び保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に100分の1.3を乗じて得た金額とする。

4 他の2以上の都道府県にわたって事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項又は第2

項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア・イ [略]
ウ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の8.6を乗じて得た金額
エ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の11を乗じて得た金額
 - (2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の7.5を乗じて得た金額
イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の7.5を乗じて得た金額
 - (3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の11を乗じて得た金額
イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の11を乗じて得た金額
- 附 則
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第10条 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第4項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下この項、次項及び第3項において「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第15条第1項後段の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 [略]

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)(は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る同条第4項第1号に規定する買換資産(第5項及び第6項において「買換資産」という。))に係る同条第4項第3号に規定する住宅借入金等(第5項において「住宅借入金等」という。))の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。))であって、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法附則第4条第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。))を提出しているときに限り、附則第15条第1項後段の規定にかかわらず、政令附則第4条第1項及び第2項で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

4 [略]

5 第1項の規定の適用を受けた者は、法附則第4条第4項第1号に規定する特定譲渡(以下この項において「特定譲渡」という。))の日の属する年の翌年12月31日までに買換資産の取得をしない場合、買換資産の取得をした日の属する年の12月31日に

項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 第42条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額
ア・イ [略]
ウ 各事業年度の所得及び清算所得に100分の7.2を乗じて得た金額
エ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の9.6を乗じて得た金額
 - (2) 特別法人 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の6.6を乗じて得た金額
イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の6.6を乗じて得た金額
 - (3) その他の法人 次に掲げる金額の合計額
ア 各事業年度の所得及び清算所得に100分の9.6を乗じて得た金額
イ 各特定信託の各計算期間の所得に100分の9.6を乗じて得た金額
- 附 則
(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第10条 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条第1項第1号に規定する居住用財産の譲渡損失の金額(以下この項から第3項までにおいて「居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第15条第1項後段の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前3年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 [略]

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた法附則第4条第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)(は、当該納税義務者が前年12月31日において当該通算後譲渡損失の金額に係る同条第1項第1号に規定する買換資産(第5項及び第6項において「買換資産」という。))に係る同条第1項第3号に規定する住宅借入金等(第5項において「住宅借入金等」という。))の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された法附則第4条第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。))を提出しているときに限り、附則第15条第1項後段の規定にかかわらず、政令附則第4条第5項及び第6項で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

4 [略]

5 第1項の規定の適用を受けた者は、法附則第4条第1項第1号に規定する特定譲渡(以下この項において「特定譲渡」という。))の日の属する年の翌年12月31日までに買換資産の同号に規定する取得(以下この項及び次項において「取得」という。))

において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日から4月を経過する日までに総務省令附則第2条第2項で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

6 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第10条の2 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第4項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下この項、次項及び第3項において「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第15条第1項後段の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 [略]

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第4条の2第4項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)であって、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法附則第4条の2第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、附則第15条第1項後段の規定にかかわらず、政令附則第4条の2第1項及び第2項で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

4 [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第14条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として政令附則第16条の3第1項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。

- (1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第1号の規定により適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100分の3に相当する金額
- (2) [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) [略]

をしなない場合、買換資産の取得をした日の属する年の12月31日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、特定譲渡の日の属する年の翌年12月31日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年12月31日から4月を経過する日までに総務省令附則第2条第2項で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

6 [略]

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第10条の2 県民税の所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた法附則第4条の2第1項第1号に規定する特定居住用財産の譲渡損失の金額(以下この条において「特定居住用財産の譲渡損失の金額」という。)がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第15条第1項後段の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 [略]

3 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた法附則第4条の2第1項第2号に規定する通算後譲渡損失の金額(以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について前項の申告書を提出した場合であって、その後の年度分の県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法附則第4条の2第7項第2号の規定により読み替えて適用される法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出しているときに限り、附則第15条第1項後段の規定にかかわらず、政令附則第4条の2第4項及び第5項で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の県民税に係る附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が3,000万円を超える年度分の県民税の所得割については、この限りでない。

4 [略]

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第14条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として政令附則第16条の3第1項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。)に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。

- (1) 土地等に係る事業所得等の金額(第3項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。)の100分の4.8に相当する金額
- (2) [略]

2 [略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) [略]

(2) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第14条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

(3) 附則第9条第1項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第14条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(4) 附則第9条第2項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第30条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額）」とする。

4 [略]

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき次項第1号の規定により適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条、次条及び附則第17条において「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の1.6に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

(3) 附則第9条第1項の規定の適用については、同項中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第14条第1項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

(3) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第33条の3第5項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

4 [略]

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第15条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき次項第1号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条及び附則第17条において「課税長期譲渡所得金額」という。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第15条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

(3) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第34条第4項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(4) 附則第9条第2項の規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第24項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第30条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第15条第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第16条 昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び附則第18条第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び附則第18条第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令附則第13条の3第1項で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（附則第17条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の1.3に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
ア 26万円
イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の1.6に相当する金額

2 [略]

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第17条 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第15条第1項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する県民税の所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の1.3に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
ア 78万円
イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の1.6に相当する金額

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第16条 昭和63年度から平成21年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条及び附則第18条第2項において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条及び附則第18条第2項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令附則第13条の3第1項で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（附則第17条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。以下同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の1.6に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
ア 32万円
イ 当該課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

2 [略]

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第17条 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第15条第1項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する県民税の所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の1.6に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
ア 96万円
イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の2に相当する金額

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第18条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得

の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき法附則第35条第4項において準用する法附則第34条第3項第3号の規定により適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の100分の3に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき総務省令附則第14条において準用する総務省令附則第13条第1項で定めるところにより証明がされたものに係る前項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは、「100分の1.6」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第2項に規定する株式等(以下この項及び次条第2項並びに附則第18条の2の4第1項及び第2項において「株式等」という。)の譲渡(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次条第1項及び第2項並びに附則第18条の2の3第1項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第3項において「株式等に係る譲渡所得等」という。)については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条第1項で定めるところにより計算した金額(以下この項及び第5項並びに附則第18条の2の3第1項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第7項第3号の規定により適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.6に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額(所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。)その他政令附則第18条第4項で定める事由により交付を受ける同項で定める金額は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項の規定を適用する。

3 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10第4項に規定する支払われる金額(同項の規定に

の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき法附則第35条第4項第3号の規定により読み替えて適用される法第34条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。)の100分の3.6に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第28条の4第3項第1号から第3号までに掲げる譲渡に該当することにつき総務省令附則第14条において準用する総務省令附則第13条第1項で定めるところにより証明がされたものに係る前項の規定の適用については、同項中「100分の3.6」とあるのは、「100分の2」とする。

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

(3) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条第5項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令附則第18条第1項で定めるところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第32条第15項の規定により同条第14項の規定の適用を受けないものを除く。))を除外して算定するものとする。以下この項及び附則第18条の2の3第1項において「株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、株式等に係る課税譲渡所得等の金額(株式等に係る譲渡所得等の金額(第4項第3号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第37条の10第3項各号に掲げる金額(所得税法第25条第1項の規定に該当する部分の金額を除く。)その他政令附則第18条第4項で定める事由により交付を受ける同項で定める金額及び租税特別措置法第37条の10第4項に規定する支払われる金額(同項の規定により同条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。

より株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、第1項の規定を適用する。

4 租税特別措置法第9条の6第1項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額(租税特別措置法第9条の6第1項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

5 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の法第45条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第32条の4第1項の確定申告書を含む。)に、特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他総務省令附則第15条の2第1項で定める事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことにつきやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

7 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

(5) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第18条の2第1項の規定による県民税の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。

(6) 附則第30条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第2項第1号中「除く。」の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額(当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第18条の2の2 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして政令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項、次条第1項並びに附則第18条の2の4第1項及び第2項において同じ。)をした場合には、政令附則第18

3 租税特別措置法第9条の6第1項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「の金額」とあるのは、「の金額(租税特別措置法第9条の6第1項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

4 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)～(3) [略]

(4) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

(5) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の2第6項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第18条の2の2 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項並びに次条第1項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として政令附則第18条の2第1項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条第1項の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座(その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして政令附則第18条の2第2項で定めるものを含む。以下この項、次条第1項及び附則第18条の2の4において同じ。)をした場合には、政令附則第18条の2第3項で定める

条の第3項で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 [略]

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2の3 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等(以下この項、次条第1項及び第2項並びに附則第18条の2の5第2項において「上場株式等」という。)の譲渡のうち同法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、附則第18条の2第1項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の3第1項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、附則第18条の2第1項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えられた同条第7項第3号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1に相当する額とする。

2 第1項の規定の適用がある場合における附則第18条の2第7項の規定の適用については、同項第1号中「附則第18条の2第1項」とあるのは「附則第18条の2第1項(附則第18条の2の3第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、同項第3号中「の金額」とあるのは「の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち附則第18条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の2の4 [略]

2 信用取引等(信用取引(証券取引法第156条の24第1項に規定する信用取引をいう。)又は発行日取引(所得税法第2条第1項第17号に規定する有価証券(以下この項において「有価証券」という。))が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であって総務省令附則第15条の3で定める取引をいう。)をいう。以下この項において同じ。)を行う県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を同項第1号に規定する特定口座において処理した場合には、政令附則第18条の4第2項で定めるところにより、当該特定口座において処理した同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡(以下この項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。)による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第18条の2の5 [略]

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として政令附則第18条の5第2項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係

ところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等(附則第18条の2の4において「株式等」という。)の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 [略]

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)

第18条の2の3 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等(以下この項、次条及び附則第18条の2の5第2項において「上場株式等」という。)の譲渡のうち同法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第32条第2項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、附則第18条の2第1項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の3第1項で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、附則第18条の2第1項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えられた同条第4項第3号の規定により読み替えられた第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.2に相当する額とする。

2 第1項の規定の適用がある場合における附則第18条の2第4項の規定の適用については、同項第1号中「附則第18条の2第1項」とあるのは「附則第18条の2第1項(附則第18条の2の3第1項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」と、同項第3号中「の金額」とあるのは「の金額(当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち附則第18条の2の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額)」とする。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る県民税の所得計算の特例)

第18条の2の4 [略]

2 信用取引等(信用取引(証券取引法第156条の24第1項に規定する信用取引をいう。)又は発行日取引(所得税法第2条第1項第17号に規定する有価証券が発行される前にその有価証券の売買を行う取引であって総務省令附則第15条の3で定める取引をいう。)をいう。以下この項において同じ。)を行う県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11の3第3項第3号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令附則第18条の4第2項で定めるところにより、当該特定口座において処理した同法第37条の11の3第2項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡(以下この項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。)による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除)

第18条の2の5 [略]

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡のうち租税特別措置法第37条の11第1項各号に掲げる上場株式等の譲渡(同法第32条第2項の規定に該当するものを除く。)をしたことにより生じた損失の金額として政令附則第18条の5第2項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係

る附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令附則第18条の5第3項で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第18条の2第1項から第6項まで及び第18条の2の3第1項の規定の適用については、附則第18条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第18条の2の3第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

4 [略]

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第18条の3 [略]

2・3 [略]

4 前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の2第5項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として政令附則第18条の6第5項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令附則第18条の6第6項で定めるところにより計算した金額をいう。

5 第3項の規定の適用がある場合における附則第18条の2第1項から第6項まで及び第18条の2の3第1項の規定の適用については、附則第18条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第18条の2の3第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

6 [略]

7 特定株式を平成12年4月1日から平成19年3月31日までの間に払込みにより取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令附則第18条の6第13項で定める期間が3年を超える場合に限る。）をした場合における附則第18条の2第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令附則第18条の6第14項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

（1）・（2） [略]

8 前項の規定は、政令附則第18条の6第16項及び第17項で定めるところにより前項の規定の適用を受けようとする年度分の第32条の3の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

（株式等譲渡所得割の税率等の特例）

第18条の3の2 [略]

2 前項の場合において、第41条の18の規定の適用については、同条第2項中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例）

第18条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の7第1項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑

る附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令附則第18条の5第3項で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第1項の規定の適用がある場合における附則第18条の2第1項から第3項まで及び第18条の2の3第1項の規定の適用については、附則第18条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」と、附則第18条の2の3第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の2の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

4 [略]

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第18条の3 [略]

2・3 [略]

4 前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の2第5項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として政令附則第18条の6第5項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令附則第18条の6第6項で定めるところにより計算した金額をいう。

5 第3項の規定の適用がある場合における附則第18条の2第1項から第3項まで及び第18条の2の3第1項の規定の適用については、附則第18条の2第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」と、附則第18条の2の3第1項中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第18条の3第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

6 [略]

7 特定株式を平成12年4月1日から平成19年3月31日までの間に払込みにより取得をした県民税の所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令附則第18条の6第14項で定める期間が3年を超える場合に限る。）をした場合における附則第18条の2第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令附則第18条の6第15項で定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

（1）・（2） [略]

8 前項の規定は、政令附則第18条の6第17項及び第18項で定めるところにより前項の規定の適用を受けようとする年度分の第32条の3の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

（株式等譲渡所得割の税率等の特例）

第18条の3の2 [略]

2 前項の場合において、第41条の18第2項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。
（先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例）

第18条の4 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第28条及び第30条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として政令附則第18条の7第1項で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑

所得等の金額（次項第3号の規定により適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の1.6に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) [略]

(3) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の5第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第18条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の5第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

(5) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の5第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第18条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の5第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第2項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」とする。

(6) 附則第30条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第3項中「除く。」の額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第18条の5第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条第4項第1号中「除く。」の額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額」とあるのは「除く。」の額並びに附則第18条の5第1項の規定による県民税の所得割の額の合計額（当該合計額に100円未満の端数があるとき、又は当該合計額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第18条の4の2 [略]

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として政令附則第18条の7の2第2項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令附則第18条の7の2第3項で定めるところにより計算した金額をいう。

3・4 [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、附則第30条第5項中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号の」とあるのは

「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の7.5
--------------------------------	----------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

と、同項第3号の」と、「同項第2号中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」とあるのは「同項第2号ア中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」と、同号イ中「100

所得等の金額（次項第3号の規定により読み替えて適用される第29条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の2に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1)・(2) [略]

(3) 第29条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 第31条の2の規定の適用については、同条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同条各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

(5) 附則第9条の規定の適用については、同条第1項及び第2項第1号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第3号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに法附則第35条の4第4項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

(先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除)

第18条の4の2 [略]

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として政令附則第18条の7の2第2項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令附則第18条の7の2第3項で定めるところにより計算した金額をいう。

3・4 [略]

(法人の事業税の税率の特例)

第20条の2の4 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第45条第1項第2号中

「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6
--------------------------------	----------

とあるのは

「各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	100分の6.6
各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額	100分の7.9

と、同条第4項第2号ア中「100分の6.6」とあるのは「100分の6.6（各事業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、100分の7.9）」とする。

<p>分の7.5」とあるのは「100分の6.6」とする。 (個人の県民税及び法人の事業税の負担軽減に係る特例)</p> <p>第30条 県民税の所得割の納税義務者の有する法第34条第1項第11号に規定する特定扶養親族に係る扶養控除額であって平成12年度以後の各年度分の県民税の所得割に係るものは、第29条の規定にかかわらず、法第34条第1項第11号に規定する金額に2万円を加算した額とする。</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者の有する法第34条第4項に規定する特定扶養親族に係る扶養控除額であって平成12年度以後の各年度分の県民税の所得割に係るものは、第29条の規定にかかわらず、法第34条第4項に規定する金額に2万円を加算した額とする。</p> <p>3 平成11年度以後の各年度分の個人の県民税について、県民税に係る定率による税額控除の額を、所得割の納税義務者の第30条及び法第36条の規定を適用した場合の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額から控除する。</p> <p>4 前項に規定する県民税に係る定率による税額控除の額とは、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額の100分の7.5に相当する金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額(当該金額が2万円を超える場合には、2万円))に第1号に掲げる額を同号に掲げる額と第2号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額)をいう。 (1) 当該納税義務者の第30条、第31条の2、附則第9条第2項並びに法第36条及び法第37条の2の規定を適用して計算した場合の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額) (2) 当該納税義務者の法第314条の3、法第314条の4、法第314条の7、法附則第3条の3第5項及び法附則第5条第3項の規定を適用して計算した場合の所得割(法第295条第1項に規定する分離課税に係る所得割を除く。)の額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)</p> <p>5 平成11年4月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。)並びに法人税法第2条第29号の3に規定する特定信託の岩手県県税条例の一部を改正する条例(平成12年岩手県条例第66号)の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税については、第45条第1項第1号ウの表中「100分の4.4」とあるのは「100分の3.8」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の5.5」と、「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第2項第1号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第2号の表中「100分の5.6」とあるのは「100分の5」と、「100分の8.4」とあるのは「100分の7.3」と、「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同条第3項中「100分の1.5」とあるのは「100分の1.3」と、同条第4項第1号ウ中「100分の8.6」とあるのは「100分の7.2」と、同号エ中「100分の11」とあるのは「100分の9.6」と、同項第2号中「100分の7.5」とあるのは「100分の6.6」と、同項第3号中「100分の11」とあるのは「100分の9.6」とする。</p>	<p>(県民税の所得控除)</p> <p>第29条 前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費</p>
<p>5 (県民税の所得控除)</p> <p>第29条 前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費</p>	<p>(県民税の所得控除)</p> <p>第29条 前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条に規定する雑損控除額、医療費</p>

<p>控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、<u>損害保険料控除額</u>、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。</p>	<p>控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、<u>地震保険料控除額</u>、寄附金控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 表1の項の改正部分 公布の日
- (2) 表2の項の改正部分、別表第1を削り、別表第2を別表とする改正規定及び次条第2項の規定 平成19年1月1日
- (3) 表3の項の改正部分 公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日
- (4) 表4の項の改正部分並びに次条第1項及び附則第3条の規定 平成19年4月1日
- (5) 表5の項の改正部分及び次条第3項の規定 平成20年1月1日

(県民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の岩手県県税条例(以下「新条例」という。)第30条第1項及び第31条の2並びに附則第15条第1項、第16条第1項、第17条第1項、第18条第1項及び第3項、第18条の2第1項、第18条の2の3第1項並びに第18条の4第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成18年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割(新条例第36条の2の規定によって課する所得割をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等(同条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 新条例第29条の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成19年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第3条 新条例第45条第1項第1号ウ、第2号及び第3号並びに第2項の規定、同条第3項の規定(税率に係る部分に限る。)並びに同条第4項第1号ウ及びエ、第2号並びに第3号の規定並びに新条例附則第20条の2の4の規定は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この条において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。